

2021-9 税務・労務・法務情報

PEZA、SBMA登録企業のVAT取り扱いに関するRR案の公表

PEZA登録企業のVAT問題で大混乱したRR2021-09（間接輸出事業者に対するVAT課税）は、その後公布されたRR2021-15により効力が停止されています。

今回は、RR2021-09の修正案がBIRウェブサイトに掲載されました。パブコメを求めることにはなっていますが、前回の大混乱を反省してか、公布前の事前公開となっています。以下よりダウンロード可能です。

https://www.bir.gov.ph/images/bir_files/internal_communications_1/Proposed%20RR/CREATE%20RR%20as%20of%20Aug%2024%202021%20-%20Copy.pdf

（修正内容）

- ・ CREATE法IRRにおいて規定されている内容を再確認したのみです。
- ・ CREATE法に規定するVAT 0%の取り扱い詳細規定が必要となるわけですが、この点については、未だに全く手が付けられていない状況です。➡これが大混乱の原因です。

① 誰が輸出事業者に該当するのかの判定は、取引業者には不可能

② 登録事業の用に供される物品かどうかの判定も、取引業者には不可能

・ 従って、CREATE法の適切な施行の為には、

① PEZA(経済特区官庁)が、輸出事業者に対する新VAT 0%証明書を発給することが必要

② 国内調達品のその都度の証明書発給又は他の代替手続き規定が必要となる

③ 従前は、国内調達品の全てがPEZA登録証明（VAT0%証明書）の提示により、取引業者はVAT0%にて販売することが可能であったが、今後は「輸出事業者の事業に直接的排他的に使用されるもの」に限定されVAT 0%が適用されることとなったので、その区分が必要となる。

しかし、取引業者にはその判定ができないので、PEZAが取引の都度VAT 0%証明書を発給するという制度（国外からの免税輸入申請と同じ）にならざるを得ないと考えます。➡結局、従来PEZA登録企業全てに付与されていた全ての国内調達品についての0% VATステータス特典が廃止されたということになります。

- ・ 引き続き本件進展あり次第、続報します。

ジャパンデスク 清水 麻利

(英語・タガログ語⇄日本語翻訳業務担当)